

芦屋町住民参画まちづくり条例の発展的見直しについて

1. 概要

平成 20 年 4 月 1 日に施行された芦屋町住民参画まちづくり条例の第 12 条 1 項には、「町は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例が芦屋町にとって、よりふさわしいものとなるよう検討するものとする。」と規定されています。

今年度（令和 5 年度）が条例見直しの検討時期となるため、町長より諮問を受けました。

2. 他団体との比較について

条例の見直しを検討するにあたり、芦屋町と同じように「住民参画」に関する内容に特化した条例制定している県内団体、芦屋町と同じ町村類型Ⅲ－2 の団体、その他全国の団体との比較を行いました。

※町村類型とは

市町村の態様を決定する要素のうちである「人口」「産業構造」を基に、総務省が分類したもので、市町村の特性を知る 1 つの目安となるものです。

3. 他団体と比較・検討

他自治体と比較した結果、検討した主な内容は別表の太字で示した 3 点です。

(1) 住民参画の手法として、「住民投票」を条例に記載

○「住民投票」とは、特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度のことです。

⇒住民投票を実施する場合は別で「条例」の制定が必要であり、本条例の中で、他の住民参画手法と同列で扱うことにはそぐわないため、条例の改正は必要ないと考えます。

(2) 附属機関の会議の公開について条例に記載

○芦屋町の場合は令和 5 年 4 月 1 日に「芦屋町附属機関の会議の公開に関する要綱」を制定し、附属機関の会議を原則公開すること、会議の開催 1 週間前までに開催予定をお知らせすること、会議結果をホームページで公表することなどについて、一定の基準を設けました。

⇒別で要綱を制定しているため条例の改正は必要ないと考えます。

(3) 住民参画の取り組みの実績及び予定の公表について条例に記載している

○芦屋町の場合、住民参画推進会議において、住民参画の取り組み予定及び実績について報告し、その結果をホームページにも掲載しています。

⇒条例に記載はありませんが、すでに取り組みを行っていることから、条例の改正は必要ないと考えます。

4. 条例改正について検討した結果

以上のことから、現行条例の改正は必要ないと考えます。